富山県公文書館年報

第 36 号

(令和4年度)

富山県公文書館

目 次

第1	-	業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	利 用 状 況	1
		(1) 入館者・行政利用	
		② 行政資料等の閲覧	
		(3) レファレンス(照会)	
	2	所蔵資料とその整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		(1) 公 文 書	
		(2) 歴 史 資 料	
		③ 受 贈 刊 行 物	
	3	展示•講座等	12
		(1) 常 設 展	
		(2) 企 画 展	
		(3) 講座	
	4	調 査 研 究	17
		(1) 調 査	
		② 富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会	
	5	1年のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
		(1) 館 日 誌	
		(2) 主な来館団体等	
第 2	7	施 設 の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第3	j	組織・予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第4		関 係 法 規	24
	1	公文書館法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	2	富山県公文書館条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	3	富山県公文書館条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	4	公文書館公文書等取扱要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	5	公文書等の利用に関する事務取扱要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	6	県民の利用に供しない公文書等の選定のための判定委員会設置要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	7	富山県文書管理規程(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	8	富山県情報公開条例(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	9	富山県情報公開条例施行規則(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	10	富山県公文書開示事務実施要綱(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	11	公文書等の管理に関する法律(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第 5	Ī	設 置 の 経 緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

第1 業務の概要

1 利 用 状 況

(1) 入館者・行政利用

(単位:人)

区	分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般力	八館 者	193	180	200	248	208	249	501	299	148	135	170	277	2,808
団体力	八館 者	0	61	0	39	22	0	0	0	0	0	0	0	122
講座等	利用者	0	0	139	0	18	57	96	0	0	0	0	0	310
入館	者計	193	241	339	287	248	306	597	299	148	135	170	277	3, 240
行 政 (県耶	利用	10	13	10	13	28	24	28	22	30	20	33	34	265

(2) 行政資料等の閲覧

ア閲覧件数

(単位:件)

区	分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
刊 1	行物:	等	67	81	64	78	97	100	116	52	32	59	43	68	857
戦前	分公文:	帯	0	12	11	1	17	4	0	0	2	0	2	10	59
歴	史資	料	1	14	11	15	0	25	96	87	25	3	45	21	343
	計		68	107	86	94	114	129	212	139	59	62	90	99	1, 259
	利用件	数)	7	10	10	10	22	20	24	15	24	14	26	22	204

イ 主な閲覧資料

浅野家文書、芦峅寺文書、石川文書、伊藤家文書、石川県史だより、内山文書、牛ケ首用水文書、海内家文書、越中の一向一揆、大沢野町史、小矢部市史、岡崎家文書、金沢市史、神奈川県史研究、願称寺文書、菊池文書、城戸文書、玉永寺文書、国立公文書館ニュース、小山家文書、埼玉県立文書館紀要、斎藤文書、真田文書、菅野文書、善徳寺文書、戦前公文書、高岡市史、高堂家文書、太政類典、置県90年、千葉文書、長家文書、塚本文書、寺崎文書、富山県会議事録、富山県史、富山県統計書、富山県報、富山県の地名、富山県法規類聚、富山史壇、富山藩文書、富山歴史館、砺波市史、成田文書、新田文書、鉢蝋文書、羽馬家文書、半田家文書、広島県史、氷見市史、氷見漁業史、藤井文書、婦中町史、ふるさと人物伝、細入村史、前田文書、桝田家文書、村山文書、山口文書 ほか

(3) レファレンス (照会)

ア レファレンス件数

(単位:件)

区	分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
. 	歴史関係	2	9	10	4	4	2	4	3	4	5	2	7	56
一 般 	行政関係	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
古文書110番	歴史関係	5	4	1	5	2	2	3	1	1	2	3	2	31
計		7	13	11	10	6	5	7	4	5	7	5	9	89

イ レファレンスの方法

(単位:件)

区 分	一般	古文書110番	計
来館	18	28	46
電話	26	0	26
電子メールなど	13	3	16
書面	1	0	1
計	58	31	89

ウ レファレンスの内容

	— 般	件数	古文書110番	件数
a	県政に関すること	1	a 古文書の解読・解説	30
b	公文書館に関すること	1	b 保存についての相談	1
С	富山県史、市町村史、他都道府県史に関すること	10	c 調査依頼	0
d	史資料に関すること	36	計	31
е	事物の由来に関すること	1		
f	自家史等に関すること	7		
g	その他	2		
	計	58		

エ 主なレファレンス

(ア) 一般

- (b) 公文書館に関すること
- ・「有限会社富山売薬信用組合設立許可」の旨を記した公文書はあるか教えてほしい。
- (c) 富山県史、県内市町村史、他都道府県史に関すること
- ・明治末期の地方改良運動時、東砺波郡の青年団・小学校への施策関係資料があるか知りたい。
- ・富山藩の江戸屋敷はどこにあったのか知りたい。
- ・東京都渋谷区中幡国民学校の疎開先となった仏教寺院を知りたい。
- ・富山県が石川県から分県した背景について教えてほしい。



古文書の現地調査



古文書の解読依頼への対応

(d) 史資料に関すること

- ・違式註違条例は富山県で交付されたか、どのようなものが禁じられたか教えてほしい。
- ・富山県内にある越中椎名氏関係史料について教えてほしい。
- ・江戸時代の越中のかに漁について史資料があれば、教えてほしい。

(e) 事物の由来に関すること

- ・村と開の相違、境関所の規模について教えてほしい。
- ・江戸時代末期の往来手形や人別帳で、なぜ切支丹ではないことを証明する必要があるのか教 えてほしい。

(f) 自家史等に関すること

- ・富山の中村好古堂の場所について知りたい。
- ・北海道、帯広神社の御影石の鳥居を制作した越中石動中野細工所について知りたい。

(g) その他

・お経に多出する「首して首さく」という言い回しについて知りたい。

(イ) 古文書110番

(a) 古文書の解読・解説

- ・家に伝わる古文書を解読してみたので添削してほしい。
- ・家に伝わる古文書の内容について知りたい。
- ・軸装の絵の裏書を解読してほしい。
- ・小学校の記念誌の発刊にあたり、小学校所有の資料である自卑小学校(現・入善小学校)の明治6~20年「沿革誌・第壱号」自序部分を解読してほしい。

オ 「古文書110番」の運営

「古文書110番」は、貴重な記録史料の消失・散逸・劣化防止についての県民への啓発と、県 民が古文書を大切にする機運づくりに資するため、平成16年7月に設置された。

「古文書110番」にはさまざまなレファレンスが寄せられ、県内の古文書に関する相談窓口と して定着してきたところである。当館が委嘱している古文書調査員との連携に十分留意しながら、 今後も県民からの古文書に関する相談への対応、情報収集及び調査を進めていきたい。

2 所蔵資料とその整理

(1) 公 文 書

ア 現用保存公文書

公文書館では、昭和62年4月1日から施行された文書管理規程により、現用公文書のうち、永 久保存及び10年保存の文書で完結後5年経過したものを保存している。

公文書館へは、保存箱に収納して引き継がれ、それを保存年限別・部局別、室課別に分類のう え管理番号を付して書庫に配架している。

令和4年度は、永久保存文書2,129箱、10年保存文書132箱の計2,261箱を引き継いだ。令和4年度末現在で公文書館が保存している公文書は、17,946箱となっている。

保存公文書の検索資料として、毎年度総務課において、本庁書庫及び公文書館で保存されているものも合わせ保存文書目録を作成し、県民及び県職員の利用に供している。

イ 非現用保存公文書

非現用保存公文書は、行政上の利用価値が減少したものの歴史的価値がある公文書として、公文書館が選定し、本庁及び出先機関から移管を受けた文書である。

現在、公文書館が保存している非現用保存公文書の主なものは、地方自治法施行以前に完結した公文書(いわゆる戦前公文書)1,905簿冊である。

〇地方自治法施行以前公文書

区 分	冊数		区	分		₩	数
機密文書・雑書等	289	表	彰	関	係		133
皇 室 関 係	80	人	事	関	係		481
郡市町村関係	67	軍	事	関	係		52
県会・県参事会	273	農材	∀ • ±	上木関	係		530
			合	計			1,905

○ 現用保存公文書収納内訳

○ 現用保存公文	書収	Z納内訳	_		令和5年3月31日現在(単位:第
所	属	永 久	10 年	計	所 属 永 久 10 年 計
成長戦略	室	41	0	41	商工企画課 73 7
デジタル化推進	室	1	0	1	地域産業支援課 599 70 6
働き方改革・女性活躍推	進室	73	0	73	立 地 通 商 課 26 2
広 報	課	19	1	20	労働政策課 106 0 1
知事政策局	計	134	1	135	商工労働部 計 804 79 8
防災・危機管理	1 課	10	0	10	農林水産企画課 200 0 2
消防	課	31	1	32	農産食品課 110 2 1
危機管理局	計	41	1	42	農業経営課 2,191 67 2,2
ワンチームとやま推立	進室	322	14	336	農 業 技 術 課 119 52 1
観 光 振 興	室	17	2	19	農村整備課 1,484 14 1,4
地方創生局	計	339	16	355	農 村 振 興 課 632 4 6
交通戦略企画	〕課				森林政策課 614 15 6
広域交通·新幹線政策		20	0	20	水 産 漁 港 課 159 5 1
航 空 政 策	課				新川農林振興センター 51 0
交 通 政 策 局	計	20	0	20	富山農林振興センター 11 0
人 事	課	570	32	602	農林水産部 計 5,571 159 5,7
秘 書	課	279	0	279	管 理 課 255 27 2
総務	課	206	2	208	建設技術企画課 268 12 2
統計調査	課	39	4	43	道 路 課 651 8 6
学 術 振 興	課	0	3	3	河 川 課 1,078 8 1,0
財政	課	210	0	210	砂 防 課 423 19 4
管 財	課	79	0	79	港 湾 課 414 3 4
税 務	課	102	0	102	都 市 計 画 課 1,095 32 1,1
経営管理部	計	1,485	41	1,526	建 築 住 宅 課 633 30 6
県 民 生 活	課	62	1	63	営 繕 課 123 195 3
文 化 振 興	課	53	1	54	富山土木センター 278 0 2
スポーツ振興	課	2	0	2	高岡土木センター 70 0
国際	課	29	4	33	土 木 部 計 5,288 334 5,6
環境政策	課	62	11	73	検 査 室 15 0
自 然 保 護	課	343	22	365	出 納 課 5 142 1
環境保全	課	779	7	786	総務会計課 15 0
生活環境文化部	計	1,330	46	1,376	出納局計 35 142 1
厚生企画	課	739	8	747	企 業 局 7 0
高 齢 福 祉	課	194	1	195	企 業 局 計 7 0
こども家庭	室	52	1	53	人 事 委 員 会 13 0
障害福祉	課	54	33	87	監 査 委 員 9 0
医 務	課	399	2	401	労 働 委 員 会 46 3
健康対策	室	87	0	87	海区漁業調整委員会 7 0
生活衛生	課	118	4	122	各種委員会 計 75 3
くすり政策	課	161	33	194	教 育 委 員 会 108 0 1
中 央 病	院	1	0	1	教育委員会 計 108 0 1
厚 生 部	計	1,805	82	1,887	合 計 17,042 904 17,9

※組織改編による文書移管はR5.3.31現在で把握できるものを記載

(2) 歴 史 資 料

ア 史資料の整理・製本化

当館が保存する歴史資料は、富山県史編さん班より引き継いだものと当館へ寄贈・寄託されたものを主とする。

県史編さん資料の形態は古文書の複写本、ネガ・フィルム類、古文書の解読筆写原稿、また刊行物の複写物など様々であるが、古代、中世、近世、近代、現代、考古、民俗の7部門に分けて配架している。そのうち、古文書の複写本は目録刊行後に順次閲覧に供している。当館寄贈・寄託史料は仮目録作成後にマイクロ撮影、紙焼製本を行い、本目録を作成した後に複写本にて閲覧に供している。

なお、閲覧可能な史資料については、当館ホームページにおけるデジタルアーカイブにおいて 検索が可能である。

イ 目録の刊行

令和4年度は、南砺市野尻の菊池淳則氏より寄託された菊池家文書の整理を行ったが、史料点数が多いため、目録化作業を2か年計画で進めており、刊行は令和5年度を予定している。

ウ 寄贈寄託文書

• 寄贈文書

高頭氏収集文書(1点) 令和4年4月19日寄贈 黒部市の高頭昂大氏からの寄贈 横山家米切手

草島村肝煎文書(約2500点) 令和4年4月28日寄贈 富山市の保科齊彦氏からの寄贈 草島村肝煎を勤めた保科家・榎家伝来の文書

島倉家文書(2点) 令和4年9月29日寄贈(寄託より変更) 大阪府の島倉淳氏からの寄贈 婦負郡中沖村年貢割付、中沖村小物成銀割付書

佐伯家文書(6点) 令和4年10月13日寄贈 千葉県の佐伯敬之氏からの寄贈 富山市勢要覧(昭和14年版)、富山市略図など

上野家文書(1点) 令和4年10月27日寄贈 高岡市の上野彰氏からの寄贈 戦前の写真帖

柏家文書(72点) 令和4年11月28日寄贈 立山町の柏正浩氏からの寄贈 寛文10年新川郡虫谷村村御印など

稲垣家文書(146点) 令和4年12月20日寄贈(寄託より変更) 射水市の稲垣甚一郎氏からの寄贈 稲垣示宛書簡、政党関係など

岩田家文書(239点) 令和4年12月22日寄贈 東京都の岩田弘三氏からの寄贈 土地地租名寄帳、戦前の教科書など

• 寄託文書

菊池家文書(1095点) 令和4年7月6日

南砺市の菊池淳則氏からの寄託 菊池五郎右衛門宛書状、印譜集 など

黒田家文書(170点) 令和5年3月29日

富山市の池田薫(黒田沢子)氏からの寄託 地所売買関係書類 など

(3) 受贈刊行物 令和4年4月~令和5年3月

ア 国機関など(18点)

[外交史料館] 外交史料館報 第35号

[宮内庁] 書陵部紀要73号

[国立公文書館] 国立公文書館ニュース第30~33号、館報北の丸第54号、基本展示図録「日本のあゆみ」

[国立国会図書館] 国立国会図書館月報No. 731~No. 743

「国立歴史民俗博物館」要覧2022、研究報告第234集、地域文化の可能性

[防衛研究所] 戦史研究年報24号、オーラル・ヒストリー10号、日本とドイツ20世紀の経験、戦争史研究国際フォーラム報告書近代東アジアの安全保障環境、歴史としての湾岸戦争

イ 他都道府県、文書館など(175点)

「北海道立文書館]赤れんがNo.57、調査研究事業報告書第5号

[北海道博物館] アイヌ民族文化研究センター研究紀要第7号、特別展「世界の昆虫」

[札幌市公文書館] 年報第9号、公文書館だより第10号

[青森県立郷土館] 青森県立郷土館報通巻49号、研究紀要第46号、郷土館だより第180・181号

[秋田健公文書館]研究紀要第28号、岡本元朝日記第8巻

[福島県歴史資料館] 福島県史料情報第62~64号、収蔵資料目録第53集

「いわき地方史研究会」いわき地方史研究第58号

[山形県] 山形県史だより第20・21号

[茨城県立歴史館] 令和4年度運営要覧、資料叢書25弘道館史料4

[常陸大宮市] 常陸大宮の記録と記憶 第7号、常陸大宮の棟札3

「栃木県立文書館] 文書館だより64号、研究紀要26号

[小山市文書館] 要覧第14・15号

[埼玉県] 史料叢書24小室家文書3

「埼玉県立文書館」常設展示図録、文書館紀要第35号、収蔵文書目録第60集

[春日部市郷土資料館] 展示「明治天皇と春日部」

[千葉県文書館] 千葉県の文書館第27号、企画展「房総教育志」、収蔵文書目録第35集

[千葉県史料保存活用連絡協議会] 千葉史協だより第55号

「松戸市立博物館] 年報第29号、紀要第29号

[東京都] 行政資料集録令和元年、伝法院日並記抜書

[東京都公文書館] 年報令和3年度、東京都公文書館だより40・41号

[江戸東京博物館] 江戸東京博物館ニュースvol. 116・117号、紀要第12号、調査報告書第35集モース研究

[板橋区教育委員会] 第20回櫻井徳太郎受賞作文集

[港区] 図説港区の歴史、港区史自然編・原始・古代・中世・近世上・近世下・近代上・近代下

[神奈川県立公文書館] 公文書館だより第46・47号、年報令和3年度、紀要第10号

[神奈川県立歴史博物館] 研究報告人文科学第48・49号

[相模原市立公文書館] 年報令和3年度の運用状況報告、公文書館だより第15・16号

[寒川町] 寒川町史研究第33号

[藤沢市文書館]藤沢市史研究第54号、史料集第44集、歴史をひもとく藤沢の資料6

[横浜開港資料館] 開港のひろば154号

「横浜市史資料室」横浜市史資料室通信第43~45号、紀要第12号

[新潟県立文書館] 年報第30号、文書館だより第36・37号

「新潟県歴史資料保存活用連絡協議会」新史料協だよりNo.27

「新潟市歴史博物館] 歴史博物館ニュースvol. 55~57

[長岡市] 長岡市双書 No. 61

[長岡市立中央図書館] 長岡あ一かいぶ第20号

「石川県立歴史博物館」れきはくNo.137~139

[石川県立美術館] 石川県文化財保存修復工房報告書令和2年度

[金沢市立玉川図書館近世史料館] 特40森下文庫目録

「前田土佐守家資料館」起居録79~82号

[福井県文書館] 年報第19号、研究紀要第19号、文書館だより30号、福井藩士履歴10

[長野県立歴史館] 長野県立歴史館たよりvol. 111~114、長野県立歴史館紀要28号、収蔵文書目 録21

[安曇野市公文書館] 安曇野市公文書館だより第8・9号、紀要第3号

「松本市文書館」松本市史研究32号

[愛知県公文書館] 愛知県公文書館だより第27号

「三重県」三重県史研究第37号

[三重県総合博物館]年報第8号、みえんしす第36~39号、研究紀要No.8、企画展「集まれ!三重のクジラとイルカたち」「三重の円空」

「滋賀県立公文書館」滋賀のアーカイブズNo.12

[京都学·歴彩館] 京都学·歴彩館紀要第5号

[尼崎市立地域研究史料館] 地域史研究121巻

[和歌山県立文書館] 文書館だより61・62号、紀要第24号

[鳥取県立公文書館] 研究紀要第11号

[松江市] 松江市史編纂のあゆみ

[岡山県立記録資料館] 岡山のアーカイブズ11、紀要第17号、資料叢書16

[山口県] 山口県史研究30・31号、山口県史通史編近世・通史編現代

[山口県文書館] 文書館ニュースNo.56、研究紀要49号

[広島県立文書館] 文書館だよりNo.46・47、村上家乗安政元・二年、収蔵文書展「災害を語る歴 史史料2」「チャップリンの日本人秘書高野虎市」、紀要第16号

[福山市教育委員会] 東京阿部家資料文書編12

[徳島県立文書館]研究紀要第9号、展示図録「学校の公文書」「近世小松島商人の蔵書2」「住吉村組頭庄屋山田家と吉野川」

「松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館」館報第25号

「香川県立文書館」紀要第25号

[愛媛県歴史文化博物館] 歴博だより109~112号、資料目録第30、研究紀要第27号、愛媛の文学 資料

[高知県立公文書館] 年報第2号

[福岡共同公文書館] 福岡共同公文書館だより第19・20号、年報第10号

「福岡市総合図書館」研究紀要第22号、古文書だより第1号

[福岡市博物館] 市史だよりNo.26号

[柳川市古文書館]館報第1号、史料目録第30号十時強次郎家文書目録

[佐賀県公文書館]佐賀県公文書館だより第8号

[天草市立天草アーカイブズ]館報第17号

[大分県立先哲史料館] 研究紀要第27号

「大分県公文書館] 大分県公文書館だより第29号

[中津市] アーカイブズ講座報告書9、新中津市学校活動報告書第3号

「沖縄県〕沖縄史料編集紀要第44号

[沖縄県公文書館] 沖縄県公文書館だより62~64号、研究紀要第24号、復帰50周年企画展「軍用 地政策の変遷」

ウ 大学・研究団体など(165点)

[青山学院大学] 史友第54号、青山史学第40号、近現代史研究1

「大阪大学アーカイブズ」大阪大学アーカイブズニュースレター第19・20号

[お茶の水女子大学] お茶の水史学No.65

[学習院大学] 学習院大学史料館紀要第28号、GCASレポートVol.11、12

[神奈川大学] 日本常民文化研究所年報2020・2021、民具マンスリー第54巻10~12号第55巻1~9号、神奈川大学史資料集第38・39集、紀要第7号、歴史民俗資料学研究27号、離宮八幡宮文書目録(3)、歴史と民俗第38号、国際常民文化研究叢書第15巻、日本常民文化研究所報告第30集「九州大学附属図書館」九州文化史研究所紀要第65号、ニューズレターvol.16

[京都大学] 大学文書館だより42・43号、総合博物館年報令和3年度、総合博物館ニュースレターNo.54~56、文書館研究紀要第20号

[慶応義塾大学] 慶応義塾史展示館だよりNo.2・3, 慶應義塾150年史資料集3

[滋賀大学]研究紀要第54号、企画展「100年に向かう学知と人材育成」

「住友史料館」住友史料館報 第53号

[全国大学史資料協議会] 大学アーカイヴズNo.66・67、研究叢書第22号、大学スポーツ史とアーカイブズ

[全国歴史資料保存利用機関連絡協議会]会報111・112号、記録と史料第32号

「専修大学」専修大学史紀要 第14号

「筑波大学」筑波大学アーカイブズだより6、筑波大学アーカイブズ年報第5号

[帝京大学総合博物館] 館報第4号

[帝国データバンク史料館] musevol.40~42

「東海国立大学機構」大学文書資料室ニュース第39号

[東海大学] 学園史ニュースNo.16・17、資料叢書10・11

[東京大学史料編纂所] 画像史料解析センター通信96~99、研究紀要第32号、所報第57号

[東北大学] 東北大学史料館だよりNo. 36・37、東北大学史料館研究報告第17号、国史談話会雑誌第62・63号

[東洋大学] 文学部紀要第75集史学科篇第47号

「徳川黎明会」金鯱叢書第49輯

[南山学園] アルケイア第11号、史料集第16号、南山アーカイブズニュース第14号

[新潟大学」災害史研究とチラシ・ポスター・絵葉書の資料学

「日本近代史研究会」近代史料研究22号

[日本大学] 大学史ニュース第22・23号、黌誌第17号、内海紀雄関係文書目録

[広島大学] 新井俊一郎オーラルヒストリー、秀敬関係文書目録

[法政大学大原社会問題研究所]環境アーカイブズニュースレター第7・8号

[三井文庫] 三井文庫論叢第54号

[三菱経済研究所] 三菱史料館論集第23号

[明治大学] 明治大学140年史小史、鵜澤総明と明治大学、大学史紀要28号、ニュースレター明治大学史No.18、平和教育登戸研究資料館館報第8号

[明治安田生命クオリティオブライフ文化財団]地域の伝統文化第30号、財団30年のあゆみ

「冷泉家時雨亭文庫」志くれていNo. 160~163

[和歌山大学紀州経済史文化史研究所] 研究紀要第43号、きのみなと第10号、みる・きく・たのしむ和歌祭増補改訂版

[早稲田大学] 史観第186冊

エ 県内自治体関係および研究団体・個人など(86点)

[越中史壇会] 富山史壇198~200号

「太田久夫・仁ケ竹亮介」林忠正等書簡(翻刻)

[大山歴史民俗研究会] 大山の歴史と民俗第25号、企画展「とやまの山歩き」

[おやべ生涯学習友の会] 昭和のおやべ~カメラがとらえたわが郷の姿第5集

[小野博司] 近代日本の行政争訟制度

「折谷禎一」北村喜与松など宮彫師が遺した寺社彫刻の技と美

[甲斐素純] 咸宜園の高弟園田朝弼(鷹巣)履歴を追って

[加賀藩研究ネットワーク] 加賀藩研究第12号

[學了] ナガサワ・マンダラ絵解き第1~8号

[黒部市教育委員会] 尾山の七夕流し・中陣のニブ流し調査報告書

[黒部市歴史民俗資料館]特別展「黒部に魅せられた人々」

「高志の国文学館」年報・紀要第6・7号、保与 第14・15号

「さくらノート」さくらノート北陸vol. 22

[新湊古文書に親しむ会]解読 第28集金木家文書

「高岡市」高岡市総合計画第4次基本計画、高岡市総合計画概要版

「高岡市万葉歴史館〕万葉を愛する会だより94~96号、高岡市万葉歴史館紀要第32号

[高岡市立中央図書館] 高岡の図書館108号、高岡市史料集第33集

[武田勇一] 武田系 令和4年(2022) 現在

「谷沢修」「平安時代」の弁官補任の整理

[坪野神明社建設委員会] 坪野神明社記念誌

[砺波郷土資料館] 若い人に伝えたい砺波地方の米づくり七月~十二月編、郷土先人展「佐伯安 一の軌跡」

[富山石文化研究所] 富山石文化研究報告8

[富山県] 富山県勢要覧令和3年版、富山県統計年鑑令和2年度、100の指標統計からみた富山令和3年版、富山湾の魚類

[富山県立山カルデラ砂防博物館] 年報第23号、博物館だよりNo. 78~79

[富山県立山博物館] 年報第31号、たてはく第119~122号、研究紀要vol.28

企画展「新綜覧立山曼荼羅」「いざ立山へ!」「立山のお地蔵さま」

[富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所] とやま発掘だより、令和3年度埋蔵文化財年報

[富山県埋蔵文化財センター] 年報令和3年度、埋文とやまvol.158~159、特別展「金属から見る富山の歴史」

[富山県立イタイイタイ病資料館]事業年報第23号、富山県立イタイイタイ病資料館だより2022 秋号

「富山県立図書館」ライブラリィとやま第100・101号、富山県の公共図書館令和3年度

[富山市教育委員会] 富山市埋蔵文化財調査報告106~108、富山市の遺跡物語№23

[富山市郷土博物館]館報令和2年度、特別展「佐々成政の手紙」

[富山市民俗民芸村] 民村vol.8

「富山大空襲を語り継ぐ会] 富山大空襲を語り継ぐ会会報第214~216号

[中内勝信] 加賀藩第二代藩主前田利長直筆書状(改訂版)

[中村只吾] 近世・近代移行期における沿岸漁業秩序-越中灘浦を対象に

「滑川市立博物館]滑川市立博物館だよりNo.48

[日本海文化悠学会] 悠学第3集

「氷見春秋会」氷見春秋第83号

[北國新聞社・富山新聞社] 石川富山ふるさと食紀行

[ミュゼ福岡カメラ館] 年報No.7

[吉原徹平] 富山における日満産業大博覧会の計画目的とその主体

3 展示・講座等

(1) 常設展

「富山県の誕生と県政の動き」をテーマとして、次の9つのコーナーに分けて明治から大正、 昭和、平成までの富山県の歴史を展示、紹介している。

・「越中の明治維新」

加賀藩に従って官軍方につき、越後に向けて出陣した北越戦争やその後の版籍奉還や廃藩置県について

「ゆれ動く県境」

廃藩置県以降、明治16年の富山県分県までの 県域の変遷について

•「分県運動」

自由民権運動の高まりのなかで、民権派を中心とした分県運動と富山県の分県実現について

•「治水問題」

明治期の洪水被害の多発と治水対策について

・「利水から工業県へ」

明治32年大久保発電所の設立とその電力の工業への利用について

・「昭和恐慌と戦争」

昭和初期の深刻な経済状況を克服するためにとられた紡績業・化学工業の大工場の誘致と、富山県からの南米移民・満蒙開拓団派遣などの恐慌対策について

- 「終戦直後の人々の暮らし」

日中戦争が泥沼化し、太平洋戦争の戦局が悪化するなかで、食糧不足による代用食・混食への 食生活の変化、生活必需品の不足から配給制や切符制の開始、空襲により焦土と化した富山市 域やその復興計画について

・「高度経済成長と暮らしの変化」

昭和25年からの朝鮮戦争による特需、30年代から40年代半ばの高度成長期の県民の生活の変化、特に電気洗濯機・電気冷蔵庫などの家庭の電化、テレビの価格と月収に占める割合の変化などについて

• 「市町村の合併」

明治・大正・昭和・平成にわたる富山県における市町村の合併について

[常設展示リニューアル]

11月に常設展示の構成を変更し、「昭和の幕開け」「恐慌からの脱出」を「昭和恐慌と戦争」に統合した。また「終戦直後の人々の暮らし」と「高度経済成長と暮らしの変化」の展示パネルをリニューアルした。

また、明治時代・大正時代・昭和時代(戦前)の3つの時代の官選知事一覧のパネルを新た に作成し、壁面展示ケースに掲示した。



(2) 企画展

令和4年度企画展は、当館展示室において「富山県が生まれたころ 初代県令国重正文の時代 1883~1888」をテーマに、9月29日(木)から11月3日(木)にわたって開催した。令和5年に 置県140年を迎えることを念頭に、初代県令国重正文が在任した5年6か月にスポットをあて、国 重正文が幕末以来の人的ネットワークや実務経験を活かしながら置県直後の喫緊の課題に取り 組む様子を、四部構成で紹介した。開催期間中は、土・日・祝日も展示室を公開した。

1. 富山県ができるまで

明治4年(1871)の廃藩置県によって誕生した富山県は、その後の3回にわたる県域の変更や石川県への編入を経て、明治16年5月にようやく現在と同じ県域を持つ新生富山県として誕生した。ここでは、新生富山県が石川県から分県するまでの経緯や、その背景としての自由民権運動の高まりと分県運動について紹介した。「廃藩置県につき富山県庁布告」(富山藩文書・富山県立図書館蔵)、「射水郡の新川県へ移轄についての議案(複製)」(太政類典・国立公文書館蔵)、「新川県を廃し石川県に併合につき請書(複製)」(公文録・国立公文書館蔵)、「石川縣管内略図明治十二年編製石川縣治概覧全」(海内家文書・当館蔵)などの史料を展示し、県域の変遷の様子をパネルで紹介した。また、『相益社談』第一号(海内家文書・当館蔵)、「石埼謙の分県建白書提出につき進達書(複製)」(公文録・国立公文書館蔵)、「分県之建白(複製)」(米澤文書・入善町教育委員会蔵)などを展示し、分県運動の高揚と明治政府側の政治的意向について主に紹介した。

2. 富山県の誕生

明治16年の富山県誕生、富山城跡に県庁設置、置県後初の県会議員選挙と第1回通常県会の実施など、富山県政の枠組みが整えられていく様子を紹介した。「富山県設置の裁可書(複製)」「富山、佐賀、宮崎、三県県印彫刻ノ件(複製)」(公文録・国立公文書館蔵)、「富山県設置の太政官達」(当館蔵)などの史料を展示し、パネルでは置県当時の県庁舎や最初の県会議事堂、県会議員の集合写真などを紹介した。また、明治20年作成の「越中富山市街図」(富山県立図書館蔵)を展示し、県都としての富山市街地の近代化の様子を紹介した。

3. 国重時代の県政

国重正文の長州藩士時代と京都府幹部時代の経歴をまず紹介し、続いて、初代県令として富山県に赴任した国重が、河川改修・道路改修などの治水・土木事業、防疫・防火対策、産業振興といった県の基盤に関わる課題に取り組み、教育改革に尽力した様子を紹介した。治水関連として、富山県の要請を受け内務省より河川調査に派遣されたオランダ人技師ムルデルの報告書「越中五大川蘭人工師見込書」(立山カルデラ砂防博物館蔵)、産業振興関連として「米商会所設立願についての上申及び聞届(複製)」(富山県史料・国立公文書館蔵)、「中越商工便覧」(笹川家文書・当館寄託)などを展示した。教育振興策としては、国重の尽力のもと設置された富山県中学校に関するものとして「中学校設置についての何及び許可(複製)」(富山県史料・国立公文書館蔵)、「富山県中学校 初代校長 田中貞吉の書」(富山県立富山高等学校蔵)、「富山県中学校新築費に金一円三十銭寄付につき褒状」(浅野家文書・当館蔵)などを展示した。「富山県が生まれたころ」の県政には、国重の長州藩・京都府時代の実務経験が十分に反映されたと考えられる。

4. 国重正文をめぐる人々

国重の業績に影響を与えた同郷の長州出身者、京都時代の関係者を紹介した。若年期以来近しい間柄であった木戸孝允、内務卿の山田顕義、外交官として活躍した青木周蔵らとの関わりについて、『木戸孝允日記』(富山県立図書館蔵)や「那須野開墾場へ移住民の件(青木周蔵から国重知事への書簡)」(当館蔵)を展示した。国重が京都府から招聘した役人については、「官員履歴(複製)」(富山県史料・国立公文書館蔵)にて紹介した。

来館者からは、「富山県誕生からの変遷をよく知ることができた」「様々な文書が展示してあり、 当時にタイムスリップした感じがした」などの感想が寄せられ好評を得た。

5. 講演会

10月5日(水)、土木の文化遺産を考える会の貴堂巌氏をお招きし、「国重正文 創始の富山県で表舞台に立つ」と題してご講演いただいた。今年度もコロナ感染拡大防止のため定員は30名としたが、他にYouTubeライブ配信(限定公開・要事前申込)を実施し、会場に来られない方にも視聴していただいた。

国重が長州藩・京都府時代の経歴や事



績、そこで培った実務・交渉経験や人脈を生かし、新生富山県の課題に対処していく様子を具体 的にご紹介いただいた。京都府から富山県への職員招聘、国に先駆けた入札制度の整備、伏木港 用地買上、積極的な治水行政は、実務にたけた国重らしい施策だと感じた。

聴講者からは、「長州藩時代を中心に国重の経歴や実践を知ることができた貴重な時間だった」 「国重という人物の県への思い、その思いを成し遂げるエネルギーや信念を感じた」などの声が 聞かれ、大変好評であった。

(3) 講座

ア 歴史講座

富山県の歴史を様々な角度から県民に理解してもらうために歴史講座を開催した。令和4年度 からインターネットでのライブ配信も行うことにした。

〔定員30名、時間はいずれも午前10時~11時40分〕

	日時	内 容	講 師	受講者数	ライブ配信
第1回	6月2日(木)	発掘調査成果からみた 12・13世紀の越中国堀江荘	滑川市立博物館 学芸員 盛 田 拳 生	29名	26名
第2回	6月9日休	明治・大正期の米騒動と救済 一富山市を事例に—	富山市教育委員会生涯学習課 主査学芸員 尾 島 志 保	28名	28名
第3回	6月16日(木)	放生津の祭	射水市新湊博物館 主査学芸員 松 山 充 宏	28名	28名
第4回	6月24日(金)	北条義時の発給文書を読む	富山大学学術研究部人文科学系 講師 長 村 祥 知	26名	31名
第5回	6月30日(木)	明治期に富山県から北海道へ 移住した人々 一主に砺波地方を中心に一	元砺波市立砺波郷土資料館 学芸員 渡 辺 礼 子	28名	31名

イ 古文書教室

富山県の歴史を資料に基づいて理解してもらうためには、史料の読解が不可欠である。そのため本年は、古文書の入門的な知識を学ぶ入門コースを2年ぶりに再開し、入門コース修了者を対象とした初級コースの2コースに分けて古文書教室を開催した。

<入門コース>

[定員20名、時間はいずれも午後1時30分~3時]

	日時	内 容	講 師	受講者数
第1回	8月25日(木)	古文書の基礎知識	富山県公文書館 髙 森 邦 男	18名
第2回	9月1日(木)	古文書を読んでみよう I	富山県公文書館 髙 森 邦 男	20 名
第3回	9月8日(木)	古文書を読んでみよう II	富山県公文書館 寺 崎 美希子	20 名
第4回	9月15日(木)	古文書を読んでみよう Ⅲ	富山県公文書館 栄 夏 代	17名

<初級コース> 「西猪谷関所番人の記録に見る飛州騒動」

〔定員20名、時間はいずれも午後1時30分~3時30分〕

	日時	内 容	講 師	受講者数
第1回	10月6日(木)	関所番人の勤め		20名
第2回	10月13日(木)	安永の飛州騒動 I 一発端と広がり—	越中史壇会会員	19名
第3回	10月20日(木)	安永の飛州騒動Ⅱ 一近隣諸藩の対応—	宮 本 幸 江	18名
第4回	10月27日(木)	安永の飛州騒動Ⅲ 一富山藩出兵—		19名



歴史講座



古文書教室

4 調 査 研 究

(1) 調 査

ア 古文書調査

『富山県史』編纂時に調査した家別文書のうち、調査回数の少ない寺院や区有文書など20家について調査を行った。

本年度の内訳は、新川地区3家、富山地区10家、高岡地区3家、砺波地区4家の20家で、主な調査事項とその結果は、次のとおりである。(回答数:14家)

項目	内 容	家数	%	項目	内 容	家数	%
1)	所蔵している	9	64	4	良好(補修を含む)	2	22
所蔵	寄贈・寄託した	0	0	保	ほぼ良好	6	67
米	紛失した (行方がわからない)	2	14	存 状	良くない	0	0
況	見たことがない・その他	3	22	態	不 明 (未回答)	1	11
2	家の中・本堂など	2	22	(5)	当主の交代があった	9	
保管	土蔵・収蔵庫など	6	67	過去	家を建て替えた(転居を含む)	2	
場場	納屋など	1	11	10 年	散逸した (一部の散逸含む)	1	
所	その他	0	0	間の	寄託した (一部のみの寄託含む)	0	
3	1~10点	3	33	出 来	目録を作成した	0	
所	11~100点	5	56	事	変化なし	5	
蔵	100点以上	1	11		大事に保管したい	5	56
量	不明	0	0	⑥ 今	処分したい	0	0
①史料	の一部所蔵の場合は、「所蔵している」	に含む。		後	公的機関に預けたい	1	11
①の合詞	計は14家。		Ø	公的機関に寄贈したい	1	11	
	⑥の合計は9家。	dan .		希望	特に考えていない	1	11
り後数	回答や該当なしがあるため、%表示をし	√1\$ Λ <i>/</i> °			その他	1	11

令和4年度の古文書実態調査の回答率は70%であった。調査の結果、上記表①では「所蔵している」が64%であり、紛失または見たことがないという回答が5家(36%)と近年多くなってきている。要因の一つとして、当主の代替わりがある。(9家、上記表⑤)。

古文書の保存状態をみると、所在が分かっている9家のうち、補修の実施も含めて「良好」・「ほぼ良好」を合わせて8家(89%)であり、今回の調査では「良くない」(カビや虫食いの傷みがある)状態の回答が見られなかった。

今後の取扱いについては、「今後とも古文書を大事に保管したい」と回答された家は5家(56%)あり、そのうちの1家は仮目録を作成されるなど整理中で、所蔵者の関心の高さをうかがうことができる。また、「公的機関への寄託か寄贈を考えている」との回答が2家あり、1家から当館への寄贈に向けて話を進めている。

代替わりや家の改築を契機に「史料の保管場所がわからなくなった」との回答が、近年多くなってきており、史資料を後世に遺すことについて、さらに呼びかけていく必要性があるといえる。公文書館としては、今後とも古文書実態調査等による所在状況の把握と史料の散逸防止につとめ、古文書調査員や富史料協関係機関と連携、協力を図りながら古文書の保存・管理や情報提供を呼びかけるとともに、劣化防止方法の助言や、状況に応じて現地調査を着実に進めていきたい。

イ 古文書調査員会議

当館では、創設当初より毎年、民家や機関に所蔵されている古文書の実態調査を行っている。これと併行して、平成6年度から古文書の散逸防止を目的とし、県下を4ブロックに分け、それぞれ3名ずつ計12名の古文書調査員を配置している。各地域の歴史及び古文書等に精通する方々に調査員を依頼し、当館で会議を開き、情報の提供をしていただいている。調査員の方々には地域と公文書館のパイプ役を担っていただいている。

令和4年度の会議の概要は以下のとおりである。

第1回(令和4年7月14日)

- 古文書調査員並びに公文書館職員の紹介
- ・古文書調査員制度の趣旨・制度説明
- ・令和4年度の公文書館古文書実態調査について
- 各地区の古文書の所在状況について各地区古文書調査員より報告
- ・質疑応答と懇談

第2回(令和5年2月16日)

- ・令和4年度の古文書実態調査報告
- ・令和4年度の古文書寄贈・寄託および現地調査報告
- ・各地区の古文書の所在状況について各地区古文書調査員より報告
- ・質疑応答と懇談

古文書調査員一覧

地区名	古 文 書 調 査 員 名
新川地区(3市4町1村)	飯 村 滋 寺 﨑 眞理子 森 井 祐 子
富山地区(1市)	五十嵐 俊 子 平 井 一 雄 兼 子 心
高岡地区 (3市)	新井てい 仁ヶ竹亮介 鈴木瑞麿
砺波地区(3市)	東出紘明朝日淳牧野潤

(敬称略)

(2) 富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会

5月19日 (木) に富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会(富史料協)の令和4年度総会を富山 県公文書館研修室で開催し、下記の議案が承認された。

議案第1号 令和3年度事業報告

議案第2号 令和3年度収支決算報告

議案第3号 令和4年度事業計画(案)

議案第4号 令和4年度収支予算(案)

【令和4年度事業】

・理事会 4月21日(木)
・総会・講演会 5月19日(木)
・視察研修 8月4日(木)
・会報発行 3月1日(水)



総 会



講演会





視察研修

【富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会 会員名簿】

(令和5年3月31日現在)

1	富山県公文書館	官

- 2 富山県立図書館
- 3 富山県埋蔵文化財センター
- 4 富山県立山カルデラ砂防博物館
- 5 富山市公文書館
- 6 富山市教育委員会生涯学習課
- 7 富山市民俗民芸村
- 8 富山市郷土博物館
- 9 富山市立図書館
- 10 富山市大山歴史民俗資料館
- 11 富山市猪谷関所館
- 12 高岡市総務部総務課
- 13 高岡市市長政策部都市経営課
- 14 高岡市立中央図書館
- 15 高岡市立伏木図書館
- 16 高岡市立戸出図書館
- 17 高岡市立博物館
- 18 高岡市万葉歴史館
- 19 高岡市福岡歴史民俗資料館
- 20 射水市財務管理部総務課
- 21 射水市新湊博物館
- 22 射水市中央図書館

- 23 魚津市企画総務部総務課
- 24 魚津市立図書館
- 25 魚津歴史民俗博物館
- 26 滑川市立博物館
- 27 黒部市教育委員会
- 28 黒部市歴史民俗資料館
- 29 砺波市企画総務部総務課
- 30 砺波市立砺波郷土資料館
- 31 砺波市立砺波図書館
- 32 南砺市市長政策部総務課
- 33 南砺市教育委員会
- 34 南砺市立中央図書館
- 35 氷見市立博物館
- 36 氷見市立図書館
- 37 小矢部市総務課
- 38 舟橋村総務課
- 39 上市町総務課
- 40 立山町総務課
- 41 立山町教育委員会
- 42 朝日町図書館
- 43 入善町教育委員会事務局

(計43機関)

5 1年のあゆみ

(1) 館 日 誌

4月21日(木)	富史料協理事会
5月19日(木)	富史料協総会・講演会
6月2日(木)	歴史講座(第1回)
9日(木)	歴史講座(第2回)、全国公文書館長会議(~10日)
16日(木)	歴史講座(第3回)
24日(金)	歴史講座(第4回)
30日(木)	歴史講座(第5回)
7月1日金	公文書館だより(第71号)発行、歴史的価値ある公文書選定会議
14日(木)	古文書調査員会議
26日(火)	施設見学受入れ(高岡南高等学校)
8月4日(木)	富史料協 視察研修(福井県)
22日(月)	アーカイブズ研修 I (~26日俭)
25日(木)	古文書教室(入門コース/第1回)
9月1日(木)	古文書教室(入門コース/第2回)
5 日(月)	燻蒸済県公文書搬入(第1回目)
8 日(木)	古文書教室(入門コース/第3回)
12日(月)	燻蒸済県公文書搬入 (第2回目)
15日(木)	古文書教室(入門コース/第4回)、公文書館年報(第35号)発行
29日(木)	企画展開設(~11月3日休)
10月5日(水)	企画展講演会
6 日(木)	古文書教室(初級コース/第1回)
13日(木)	古文書教室(初級コース/第2回)
20日(木)	古文書教室(初級コース/第3回)
27日(木)	古文書教室(初級コース/第4回)、
	全史料協第48回全国大会(~28日)
11月3日(木)	企画展閉設(9月29日休~)
8 日(火)	三館合同消防訓練
1月27日(金)	監査委員事務局 事前監査
2月1日(水)	公文書館だより (第72号) 発行
9 日(木)	アーカイブズ研修Ⅱ(~10日俭)
3月1日(水)	富史料協会報(第22号)発行
	※その他、東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会の書面開催あり

(2) 主な来館団体等

7月26日火 施設見学受入れ(高岡南高等学校)

第2 施 設 の 概 要

1 敷地面積 10,408㎡

2 建物延面積 3,997㎡ (事務棟1,490㎡/書庫棟2,507㎡)

3 構 造 鉄筋コンクリート造

事務棟 地上2階 地下1階

書庫棟 地上3階

4 各室面積 1階 閲覧室 147㎡/展示室 128㎡/ホール 61㎡

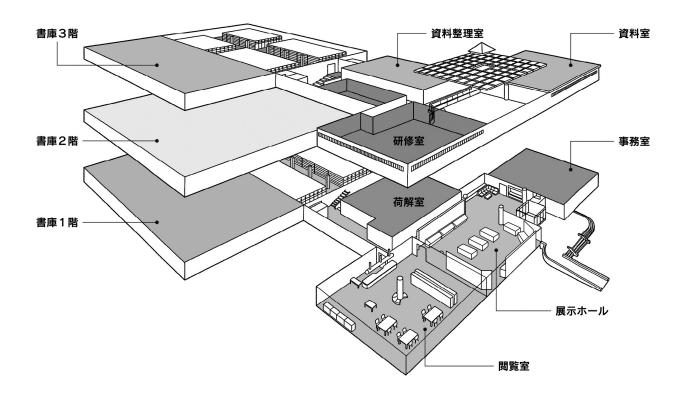
事務室 99㎡/搬入・荷解室 79㎡

2階 資料整理室 67m²/研修室 142m²

書庫 1階 726㎡

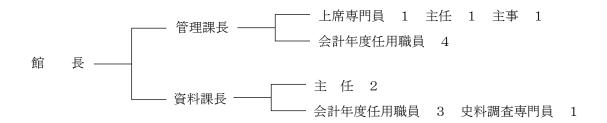
2階 726㎡

3階 726㎡



第3 組織・予算

1 組 織



管理課業務

- ・予算 ・人事 ・施設管理 ・公文書整理、保存、管理
- ・公文書等の閲覧

資料課業務

- ・古文書等の整理、調査・近現代資料の整理、調査
- ・県の歴史に関する知識の普及(講座、展示等)・歴史資料の閲覧
- ・県の歴史に関するレファレンス ・古文書110番 ・刊本、撮影資料の整理

2 予 算

令和4年度予算

運営事務費	2,104千円
庁舎維持管理費	88,461千円
広報・展示費	927千円
公文書保存管理費	6,914千円
歷史資料目録作成費	9,634千円
歷史的文書収集、調査研究費	950千円
各種教室公開講座費	186千円
県現代史調査費	1,440千円
デジタルアーカイブ構築費	11,500千円
計	122,116千円

第4 関係法規

1 公文書館法(昭和62年12月15日法律第115号)

(最終改正 平成11年12月22日法律第161号)

(目 的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現 用のものを除く。)をいう。

(責 務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を 講ずる責務を有する。

(公文書館)

- 第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等(国が保管していた歴史資料として重要な公文書 その他の記録を含む。次項において同じ。)を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研 究を行うことを目的とする施設とする。
- 2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。
- 第5条 公文書館は、国立公文書館法の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。
- 2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の 指導又は助言を行うことができる。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (昭和63年政令第166号で昭和63年6月1日から施行)

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

2 **富山県公文書館条例**(昭和62年3月14日富山県条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県公文書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県政に関する重要な公文書及び県の歴史に関する文書(以下「公文書等」という。)を保存し、 及びその活用を図り、もって県政及び県の歴史に関する知識の普及と開かれた県政の推進に資するため、富山県公文書館(以下「公文書館」という。)を設置する。

(位置)

第3条 公文書館は、富山市に置く。

(利用)

- 第4条 知事は、公文書館において保存する公文書等を県民の閲覧に供するほか、その展示等を行い、 公文書館を広く県民の利用に供するものとする。
- 2 知事は、公文書館の管理上支障があると認めるときは、公文書館の利用を制限することができる。 (規則への委任)
- 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

3 富山県公文書館条例施行規則(昭和62年3月28日富山県規則第16号)

改正 平成元年4月27日規則第31号 平成4年7月27日規則第58号 平成6年3月31日規則第23号 令和3年3月3日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県公文書館条例(昭和62年富山県条例第2号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧)

- 第2条 富山県公文書館(以下「公文書館」という。)において保存する県政に関する重要な公文書及び県の歴史に関する文書(以下「公文書等」という。)を閲覧しようとする者は、公文書等閲覧申込書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 2 公文書等の閲覧は、閲覧室においてしなければならない。

(複写)

- 第3条 公文書等の複写を依頼しようとする者は、公文書等複写依頼書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。
- 2 公文書等の複写を受ける者は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

(館外貸出し)

第4条 公文書等の館外貸出しは、行わないものとする。ただし、学術研究、社会教育等の公共的目的 のために行う展示会等に出品するため館外貸出しの依頼があった場合で、知事が公文書等の亡失又は 損傷のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

(利用に供しない公文書等)

- 第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する公文書等については、これを利用に供しないことができる。
 - (1) 個人若しくは団体の秘密の保持上又は公益上の理由により利用に供することが適当でない公文書等
 - (2) 一定の期間利用に供しない条件で寄贈又は寄託を受けた公文書等で当該期間を経過していないもの

(休館日)

- 第6条 公文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めると きは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月2日から同月4日までの日
 - (4) 12月28日から同月31日までの日 (平元規則31・平4規則58・一部改正)

(開館時間)

第7条 公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(平4規則58・平6規則23・一部改正)

(入館の禁止等)

- 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公文書館への入館を禁じ、公文書館の利用 を停止し、又は公文書館からの退館を命ずることができる。
 - (1) 公文書館の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
 - (2) 公文書館の施設、設備又は公文書等を汚損し、又は損傷するおそれのある者
 - (3) 公文書館の利用に関する知事の指示に従わない者

附則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則 (平成元年規則第31号)

この規則は、平成元年5月14日から施行する。 附 則 (平成4年規則第58号)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。 附 則(平成6年規則第23号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。 附 則(令和3年規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

4 公文書館公文書等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公文書館における公文書等の収集、整理及び保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集対象)

- 第2条 公文書館において収集の対象とする公文書等は、次のとおりとする。
 - (1) 富山県文書管理規程(昭和62年富山県訓令第4号)第62条及び63条、富山県教育委員会文書管理 規程(昭和62年教委訓令第1号)第62条及び63条並びに富山県企業局文書管理規程(昭和62年企規 程第3号)第58条及び第59条の規定により廃棄決定された公文書(行政文書)
 - (2) 県の歴史に関する古文書及び近現代文書 (歴史文書等)
 - (3) 県の歴史に関する刊行物及びその他の資料(歴史刊行物等)

(収集規準)

第3条 公文書館は、前条の収集対象とする公文書等の中から歴史的に重要な価値のあるものを、別記 1 「公文書等収集基準」に基づき、選別し収集するものとする。

(収集)

第4条 公文書等は、第2条第1号の各規程及び富山県情報公開条例の規定に基づき収集するほか、寄贈又は寄託及び複製品(マイクロフィルム等の撮影資料を含む)によるものとする。

(整理及び保存)

第5条 収集した公文書等は、別記2「公文書等整理要領」により整理し、保存するものとする。 (公文書等の廃棄)

第6条 公文書館が保存している公文書等のうち、館長が保存する必要がないと認めた公文書等については、廃棄決定を行い焼却等の処分により廃棄するものとする。

附則

この要綱は平成7年1月18日から適用する

この要綱は平成24年3月29日から適用する

別記1 (公文書館公文書等取扱要綱第3条関係)

公文書等収集基準

- 1 第2条第1号関係
 - (1) 各種制度及び機構の新設、変更又は廃止に関するもの
 - (2) 県の総合計画に関するもの
 - (3) 条例、規則等に関するもの
 - (4) 予算及び決算に関するもの
 - (5) 県政の執行基準、方策に関するもの
 - (6) 県の行政区画、地方制度等に関するもの
 - (7) 財産の取得及び処分に関するもの
 - (8) 議会、行政委員会の議事に関するもの

- (9) 各種審議会、審査会、調査会その他の重要な会議に関するもの
- (10) 行政事務の執行上の監査に関するもの
- (11) 選挙に関するもの
- (12) 褒章、表彰に関するもの
- (13) 許可、認可等に関するもの
- (14) 県の重要な行事、事件、災害等に関するもの
- (15) 争訟に関するもの
- (16) 請願、陳情、要望等に関するもの
- (17) 調査、統計、年報等に関するもの
- (18) その他歴史的価値があると認められるもの

2 第2条第2号及び第3号関係

- (1) 古文書類
- (2) 政治、経済、社会、文化の分野において、主要な役割を果した団体、企業、個人の活動、組織等に関するもの
- (3) 県及び地域の特色、生活習慣、伝統文化等の実態に関するもの
- (4) 主要な行事、事件、災害等に関するもの
- (5) 県の公文書、刊行物の散逸部分を補うことのできるもの
- (6) その他、県の歴史に関する文書等で保存の価値があると認められるもの

別記2 (公文書館公文書等取扱要綱第5条関係)

公文書等整理要領

第1 行政文書

- 1 受入台帳の作成及び仮保存
 - (1) 移管を受けた文書は、様式第1号の受入台帳(歴史的価値ある公文書選定一覧)に登録する。
 - (2) 受入台帳に登録する表題は、原則として保存箱に記載されている表題により記載する。
 - (3) 移管を受けた文書は、保存箱に収納した状態で3階書庫に仮保存する。
- 2 目録の作成及び保存
 - (1) 保存箱により仮保存していた文書を、一定期間経過後再選別し、引き続き保存する文書は完結年度別、室課別に再製本する。この場合の室課名は、当該文書の完結時の室課名とする。
 - (2) 再製本した簿冊に管理番号を付け、その内容について1件ごとに様式第2号の件名カードを作成する。
 - (3) 件名カードの作成に当たって、当該移管公文書の主務課又は総務課と公開の可否について、判断の困難なものは協議するものとする。
 - (4) 件名カードを基に行政文書目録を作成し、閲覧室に備え来館者の利用に供する。
 - (5) 管理番号を付けた簿冊は、1階書庫で保存する。
 - (6) 前各号の規定は順次実施する。

第2 歴史に関する文書及び史資料

- 1 県の歴史に関する古文書類及び近現代文書等(歴史文書等)
 - (1) 受入台帳の作成

受け入れた歴史文書等は、様式第3号の寄贈公文書等台帳、様式第4号の寄託公文書等台帳に登録する。

(2) 整理

ア 歴史文書等は、燻蒸後整理ラベルを張り封筒に入れ、保存箱に収納する。

イ 整理区分は、所蔵家別を原則とし、小量のものは受け入れ年度別で整理する。

(3) 目録の作成

ア 歴史文書等は1点ごとに、表題、年月日、整理番号等を付し、歴史文書等仮目録を作成する。

- イ この仮目録は、文書整理のため業務用として使用する。
- ウ 整理された歴史文書等のうちから、計画に従い歴史文書目録を作成し、閲覧室に備え来館者の 利用に供する。
- (4) 保存

歴史文書等は、原則として1階書庫で保管する。

- 2 複写文書、近現代資料及び関係史資料 (歴史資料)
 - (1) 受入台帳の作成

歴史資料は、資料の性格に応じて分類しまとめて登録印を押印し、受入台帳に登録する。

(2) 整理区分

- ア 複写文書は時代別・家別で50音順とし、小量の場合は合冊とする。
- イ 県史資料は、古代・中世・近世・近代・現代に区分し製本する。
- ウ 撮影資料は、考古・民俗・文化財・古代・中世・近世・近代・現代に区分し製本する。
- エ フィルム資料は、複写・撮影資料の区分に従い整理する。
- オビデオテープ等のテープ資料はリールの題名により整理する。
- カ 歴史資料は上記ア~オの区分に従い、それぞれラベルを付し、整理台帳を作成する。
- (3) 目録の作成

整理台帳に記された史資料のうち、必要に応じて第3の1 (3) ウの計画に合わせ歴史文書目録 を作成する。

(4) 保存

歴史資料は、原則として1階書庫で保存する。

第3 歴史に関する図書、刊行物その他の資料(歴史刊行物等)

1 受入台帳の作成

受け入れた歴史刊行物等は、登録印を押印し受入台帳に登録する。

2 整理区分

歴史刊行物等は、次の区分により整理する。

- (1) 富山県全般及び越中、加賀藩、大石川県に関するもの
- (2) 県内市町村等に関するもの
- (3) 富山県以外の都道府県等に関するもの

- (4) その他歴史研究や日本史等歴史全般に関するもの
- 3 目録の作成
 - (1) 登録済の歴史刊行物等は、受入台帳に基づき歴史刊行物等目録を作成する。
 - (2) 新規に登録し又は廃棄した歴史刊行物等は、歴史刊行物等目録に加除する。
 - (3) 歴史刊行物等目録は、閲覧室に備え来館者の利用に供する。
- 4 保存

歴史刊行物等目録に掲載された歴史刊行物等は、原則として1階書庫で保存する。

5 公文書等の利用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県公文書館条例施行規則(昭和62年富山県規則第16号。以下「規則」という。) に基づき、公文書館が保存する公文書等(以下「公文書等」という。)を県民の利用に供するため、必要な事項を定めるものとする。

(利用の方法)

第2条 公文書等を県民の利用に供する方法は、閲覧、複写、写真撮影等、館外貸出し及び出版物への 掲載とする。

(利用対象公文書等)

- 第3条 県民の利用に供する公文書等は、次の各号のいずれかに該当する公文書等であって、検索のための目録が整備されているものとする。
 - (1) 富山県文書管理規程(昭和62年富山県訓令第4号)第66条及び67条、富山県教育委員会文書管理 規程(昭和62年教委訓令第1号)第66条及び67条並びに富山県企業局文書管理規程(昭和62年企規 程第3号)第62条の規定により公文書館に移管した文書
 - (2) 県の歴史に関する文書
 - (3) 国、県、他の地方公共団体その他の関係機関から取得した刊行物その他の資料
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、刊行物その他の資料で県民の利用に供することが適当なもの

(閲覧)

- 第4条 破損又は汚損のおそれのある公文書等及び特に知事が必要と認める公文書等の閲覧について は、複製物によることができる。
- 2 マイクロフィルム、ビデオテープその他の映像資料の閲覧については、館長が別に定める。

(複写)

- 第5条 公文書等複写依頼書が提出されたときは、原則として公文書館において職員が複写し、依頼者 に交付するものとする。
- 2 複写に要する費用は、複写の枚数に10円を乗じて得た額とする。
- 3 国及び地方公共団体から公文書等複写依頼書の提出があったときは、複写に要する費用を免除することができる。

(写真撮影等)

第6条 写真撮影等を依頼しようとする者は、公文書等撮影承認申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 公文書等撮影承認申請書に係る写真撮影等は、職員の立会のもとにこれを行うものとする。
- (複写及び写真撮影等の制限)
- 第7条 次の各号のいずれかに該当する公文書等については、複写又は写真撮影等を承認しないものと する。
 - (1) 所有権者及び著作権者の承認を得ていないもの
 - (2) 複写又は写真撮影等により損傷をうけるおそれがあるもの

(館外貸出し)

第8条 規則第4条ただし書きの規定に基づき、公文書等の館外貸出しを依頼しようとする者は、公文書等館外貸出承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(出版物への掲載)

- 第9条 公文書等を出版物に掲載しようとする者は、公文書等掲載承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該公文書等の出版物への掲載について所有権者及び著作権者の承認を得ていないときは、知事は承認しないものとする。

附則

この要綱は、平成7年1月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

6 県民の利用に供しない公文書等の選定のための判定委員会設置要領

(目的)

第1条 富山県公文書館条例施行規則(以下「規則」という。)第5条の規定による利用に供しない公文 書等を選定することを目的に、判定委員会を設ける。

(構成)

第2条 判定委員会は、館長、管理課長、資料課長及び資料課職員をもって組織する。

(会議)

第3条 館長は、規則第5条の規定により、利用に供しない公文書等を選定しようとするときは、別表 「利用に供しないことができる文書の判定基準」により、判定委員会に諮ってこれを決定するものと する。

(その他)

第4条 館長は、公文書等が県民の利用に供されるにあたり、公開・非公開などの疑義が生じたときは、 判定委員会の意見を聴いて適切にこれを処理するものとする。

附則

この要領は、平成13年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表 利用に供しないことができる文書の判定基準

(富山県公文書館条例施行規則第5条に基づく)

表 示	公 文 書 内 容		
1履歴・戸籍関係	1 履歴 2 履歴事項の照会・回答 3 身分・身元の問合せ回答 4 戸籍の照会・回答 5 財産		
2服務規律関係	1服務違反 2懲戒処分 3職務の適否(分限) 4資格・免許・検定の有無		
3 新聞掲載の信疑関係	聴聞事実 (主として犯罪にかかるもの)		
4 風評・投書関係	風評・中傷・投書にかかるもの		
5 素行関係	行状・品行・行動・行為等の問合せ回答にかかるもの		
6 事実関係	汚職(特別職相当職を除く)、刑事事件(一般人を含む)等		
7 内申関係	1 叙勲内申 2 各種表彰内申関係 3 人事の内申(任用、進退、昇格、昇給、増俸、賞与、手当) ・退官賜金(死亡、定年、中途退職含む)		
8 学校(教師、生徒) 規律違反関係	1 退学、休学、謹慎処分等 2 教師の訓導違反		
9病歴	1遺伝ある病歴 2出生上の疑義		
10その他	公開することによって公益を害すると公文書館長が認めたもの		

※平成13年11月30日 「1履歴・戸籍関係」に「5財産」を追加

7 富山県文書管理規程(抜粋)(昭和62年3月31日富山県訓令第4号)

(最終改正 令和5年3月31日富山県訓令第6号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、文書(図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ)を含む。以下同じ。)の適正な管理を 図るため、文書の収受、処理、保管、保存、廃棄等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存文書管理者)

- 第10条 本庁の書庫、出先機関の長が指定する書庫等又は富山県公文書館(以下「公文書館」という。) の書庫(以下「書庫等」と総称する。)において保存する公文書(電磁的記録に係るものを除く。以下 「保存文書」という。)を適正に管理するため、保存文書管理者を置く。
- 2 保存文書管理者は、次の表の左欄に掲げる保存文書の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者を もって充てる。

本庁の書庫の保存文書	総務課長
出先機関の長が指定する書庫等の保存文書	出先機関の長
公文書館の書庫の保存文書	公文書館長

(保存期間の種別)

第47条 公文書の保存期間は、永久、10年、5年、3年及び1年とする。

(公文書館長への引継ぎ)

- 第55条 総務課長及び出先機関の長は、毎年度当初に、その書庫等において保存する永久又は10年の保存期間に係る公文書のうち、保存期間開始後5年を経過したものを公文書館長に引き継がなければならない。
- 2 総務課長及び出先機関の長は、前項の規定による公文書の引継ぎをするときは、当該公文書に文書 引継(置換)票を添付しなければならない。

(公文書館長に引き継がれた公文書の整理及び保存)

- 第56条 公文書館長は、前条第1項の規定により引継ぎを受けた公文書について、文書保存箱ごとに管理番号を付し、これを総務課長及び出先機関の長に通知しなければならない。
- 2 公文書館長は、前項の公文書を室課及び出先機関の別並びに保存期間別に整理し、及び書架に配置 して保存するとともに、当該公文書に係る文書引継(置換)票を保存文書の目録として整備しなけれ ばならない。

(廃棄決定をする公文書の目録の作成及び送付)

第60条 保存文書管理者は、毎年度当初に、その管理する保存文書のうち保存期間が満了したものについて、文書引継(置換)票を整理して廃棄決定をする公文書の目録を作成し、室課又は出先機関の長に送付しなければならない。

(保存期間の延長等の手続)

- 第61条 室課又は出先機関の長は、前条の規定により送付を受けた目録に係る公文書について、第51条 の2の規定により保存期間を延長又は再延長する必要があると認めるときは、保存文書管理者にその 旨を申し出なければならない
- 2 保存文書管理者は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、保存期間の延長又は再延 長の決定をし、その旨を室課又は出先機関の長に通知しなければならない。

(公文書の廃棄決定)

第62条 保存文書管理者は、前条第1項の公文書については、同条第2項の規定により保存期間の延長又は再延長の決定をしたものを除き、廃棄決定をしなければならない。

(保存期間満了前の廃棄決定)

- 第63条 室課又は出先機関の長は、保存期間が永久の公文書であって相当の期間が経過したもの又は保存期間が満了する前の公文書について、廃棄しなければならない特別の理由がある場合においては、当該公文書の廃棄を保存文書管理者に申し出るものとする。
- 2 保存文書管理者は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、廃棄決定をする公文書の 目録を作成し、当該公文書の廃棄決定をするものとする。

(廃棄決定をした公文書の目録の提出)

第64条 室課若しくは出先機関の長又は保存文書管理者は、前2条の規定により廃棄決定した公文書の 目録を公文書館長に提出しなければならない。 (歴史的価値のある公文書の移管の請求)

第66条 公文書館長は、第64条の規定により目録の提出を受けた場合において、当該目録に係る公文書 に歴史的価値があると認めるときは、室課若しくは出先機関の長又は保存文書管理者に対し、当該公文書の移管を請求することができる。

(公文書館長への移管)

第67条 室課若しくは出先機関の長又は保存文書管理者は、前条の規定による移管の請求を受けたとき は、当該請求に係る公文書を公文書館長に移管しなければならない。

附則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

8 **富山県情報公開条例(抜粋)**(昭和61年9月30日富山県条例第51号)

(全部改正 平成13年6月27日富山県条例第38号)

(最終改正 令和4年12月16日条例第48号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政についての県民の知る権利を 尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、 公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報公開の総合的な推進を図り、もって県 民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、 監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。 以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当 該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、 次に掲げるものを除く。
 - (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - (2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の実施機関の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の総合的な推進)

第31条 県は、県民がその必要とする情報を迅速かつ容易に利用することができるよう、第2章の規定による公文書の開示のほか、情報の提供施策、公表制度その他の施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報の提供施策)

- 第32条 実施機関は、広聴活動等により県民が必要とする情報を的確に把握し、正確で分かりやすい情報の積極的な提供に努めるものとする。
- 2 実施機関は、報道機関への情報の提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報の提供その 他の広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、その作成又は取得に係る刊行物その他の資料であって、県民の利用に供することを目的としているものについて、閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。
- 4 実施機関は、前3項に定めるもののほか、情報の所在の案内等情報の提供機能の充実を図り、情報の提供施策の拡充に努めるものとする。

(公文書の管理)

- 第36条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。
- 2 実施機関は、規則で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般 の閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規則においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に 関する必要な事項について定めるものとする。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

9 **富山県情報公開条例施行規則(抜粋)**(平成14年3月15日富山県規則第6号)

(最終改正 令和元年6月28日富山県規則第30号)

(公文書の管理に関する定め)

- 第16条 条例第36条第2項の公文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) 当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた系統的な公文書の分類の基準を定めるものであること。この場合において、当該公文書の分類の基準については、毎年1回見直しを行い、必要と認める場合にはその改定を行うこととするものであること。

- (2) 当該実施機関の意思決定に当たっては文書(図面及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。)を作成して行うこと並びに当該実施機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とし、次に掲げる場合についてはこの限りでないこととするものであること。ただし、アの場合においては、事後に文書を作成することとするものであること。
 - ア 当該実施機関の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合
 - イ 処理に係る事案が軽微なものである場合
- (3) 公文書を専用の場所において適切に保管し、又は保存することとするものであること。
- (4) 公文書(その内容が軽微なものを除く。)は、完結(当該公文書の処理の手続を終えることをいう。以下同じ。)の日の属する年度の翌年度末(暦年により整理する公文書のうち、完結の日が1月1日から3月31日までの間の公文書にあっては、翌々年度末)まで保管することとするものであること。ただし、当該実施機関が必要と認めるときは、当該保管の期間を延長することとするものであること。
- (5) 当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた公文書の保存期間の基準を定めるものであること。この場合において、当該公文書の保存期間の基準は、別表第2の公文書の区分に応じ、それぞれその完結の日以後の日において、公文書の適切な管理に資するものとして実施機関が定める日から起算して同表の右欄に定める期間以上の期間とすること。
- (6) 公文書が完結したときは、前号の公文書の保存期間の基準に従い、当該公文書について保存期間を設定するとともに、当該公文書を当該保存期間の満了する日までの間、保存することとするものであること。この場合において、保存の必要に応じ、当該公文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種別の公文書を作成することとするものであること。
- (7) 次に掲げる公文書については、前号の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長することとするものであること。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存することとするものであること。
 - ア 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
 - イ 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終 結するまでの間
 - ウ 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不 服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
 - エ 開示請求があったもの 条例第11条各項の決定の目の翌日から起算して1年間
- (8) 保存期間が満了した公文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することとするものであること。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも、同様とすることとするものであること。
- (9) 保存期間(延長された場合にあっては、延長後の保存期間。次号において同じ。)が満了した公文書については、歴史的価値が認められるものとして公文書館長その他の機関に移管することとするものを除き、廃棄することとするものであること。
- (10) 公文書(1年の保存期間に係る公文書を除く。)を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときに当該公文書を廃棄することができることとする場合にあっては、廃棄す

る公文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録(次号において「廃棄公文書 名等」という。)を作成することとするものであること。

- (11) 1年の保存期間に係る公文書を当該保存期間の満了する日前に廃棄することができることとする場合にあっては、廃棄公文書名等の作成を要しないことができることとするものであること。
- (12) 公文書の管理が、適正に行われるよう公文書の管理体制を整備することとするものであること。
- (13) 法令の規定により、公文書の分類、作成、保存、廃棄その他の公文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法令の定めるところによることとするものであること。

10 富山県公文書開示事務実施要綱(抜粋)

平成14年1月1日付け共同制定 最終改正 令和3年4月1日 経営企画部長、議会事務局長、教育長、 選挙管理委員会書記長、人事委員会事務 局長、監查委員事務局長、公安委員会事 務担当室長、警察本部警務部長、地方労 働委員会事務局長、収用委員会幹事、海 区漁業調整委員会事務局長、内水面漁場 管理委員会事務局長、企業局長

第2 請求を受け付ける窓口の設置等

1 窓口の設置

開示の請求を受け付ける窓口の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置	
情報公開総合窓口 (以下「総合窓口」という。)	経営管理部総務課 (県庁東別館2階)	
公安委員会・警察本部情報公開窓口 (以下「警察等窓口」という。)	警察本部警務部警察相談課	
議会・行政委員会等情報公開窓口 (以下「議会・委員会等窓口」という。)	別表に定める課及び局内	

第4 開示事務

- 4 開示の実施
 - (5) 開示の実施方法
 - ア 文書又は図面(次のイに掲げるものを除く)
 - (ア) 原本の閲覧又は原本を複写機により複写したものを交付することにより行う。ただし、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
 - イ マイクロフィルム、写真フィルム、スライドフィルム等

閲覧は、専用機器により映写したもの又は用紙等に印刷・印画したものを閲覧に供することにより行う。写しの交付は、用紙等に印刷・印画したものを交付することにより行う。な

お、既に印画された写真は、写真フィルムではなく、アの文書又は図画として、閲覧又は写 しの交付により対応することとする。

ウ電磁的記録

(略)

(7) 写しの交付

写しの交付に当たっては、できうる限り請求者に写しの内容の確認を行い、写しの作成に要した費用を現金で徴収した後、当該写しを交付するものとする。この場合において、当該請求者に対し領収証書を交付するものとする。

第6 公文書の検索資料の作成等

1 公文書の検索資料

条例第37条に規定する公文書の検索に必要な資料は、保管文書(各課室所等の事務室内で管理されている文書)にあっては保管文書目録又は公文書目録等検索システムに登録された公文書目録(以下「公文書目録」という。)とし、保存文書(書庫等に引き継がれた文書)にあっては保存文書目録とする。

(1) 保管文書目録

ファイル分類表の写しの一部をもって保管文書目録(様式第1号)を作成するものとする。

(2) 保存文書目録

公文書を書庫等に引き継ぐときに提出する保存文書引継票に記録されている情報を整理して 保存文書目録を作成するものとする。

(3) 公文書目録

文書管理システムに登録されたファイル分類表をもって公文書目録を作成するものとする。

- 3 目録の閲覧
 - (1) 保管文書目録及び保存文書目録は、窓口に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (2) 公文書目録等検索システムを利用できる電子計算機を総合窓口に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

11 公文書等の管理に関する法律(抜粋)(平成21年7月1日法律第66号)

(最終改正 令和5年6月7日法律第47号)

(目 的)

第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(地方公共団体の文書管理)

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な 施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

第5 設置の経緯

昭和39年7月 富山県史編纂準備のため総務部総務課に嘱託職員配置 昭和41年7月 「富山県史編纂要綱」制定 昭和43年4月 総務部総務課に県史編纂専任職員配置 越中史壇会が富山県議会に文書館建設を要望 昭和46年 富山県立図書館で文書館に関する調査を実施 昭和47年9月 昭和50年4月 総務部総務課県史編纂班に改組 富山県図書館協会が文書館構想を提言 昭和51年 昭和53年 富山県歴史教育研究会が歴史資料館建設を陳情 昭和55年 総務部総務課に文書館調査費計上 昭和56年 情報公開研究班設置 昭和57年12月 「富山県史 史料編」(全10巻)の刊行終了 昭和58年4月 総務部総務課に情報公開準備事務担当者配置 昭和58年4月 「富山県民総合計画」において公文書センターの設置を計画 昭和58年9月 財団法人地方自治協会に公文書センターに関する調査研究を委託 昭和59年3月 「富山県史 通史編」(全7巻)の刊行終了 「公文書センター(仮称)」建設地を県立図書館東側の県有地に決定 昭和59年9月 昭和60年10月 「公文書センター(仮称)」建設工事に着工 総務部情報公開準備室を総務部総務課情報公開班に改組 昭和61年4月 昭和61年12月 名称を「富山県公文書館」とすることに決定 昭和62年3月 「富山県公文書館条例」制定 富山県公文書館竣工 「富山県史 年表」刊行し県史編纂班解散 昭和62年4月 富山県公文書館開館 平成18年4月 機構改革に伴う副館長の廃止、管理課長の図書館総務課長との併任、及び情報公開窓 口業務の取止め 富山県公文書館「展示ホールのリニューアル修繕」終了 平成22年1月 平成28年3月 富山県公文書館書庫棟空調設備更新

富山県公文書館書庫棟小型産業用除湿機設置

富山県公文書館書庫棟外壁及び屋上防水改修工事終了

平成29年3月

令和5年4月

開館時間

月曜日~金曜日 9:00~17:00

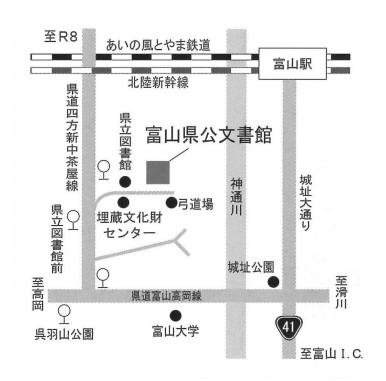
休館 日

日曜日・土曜日・国民の祝日 法に規定する休日 年末・年始(12/28~1/4)

交通機関

富山駅発バス

- 北代循環〈県立図書館前〉下車…………徒歩3分
- ·四方経由新港東口行〈県立図書館前〉下車……徒歩3分
- ・高岡小杉方面行〈呉羽山公園〉下車………徒歩 10 分



富山県公文書館年報第36号(令和4年度)

〈編集・発行〉 富山県公文書館 〒930-0115 富山市茶屋町33-2

TEL 076-434-4050 FAX 076-434-4093

●本誌は、再生紙を使用しています。